○総務省告示第四百六十六号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十二日　　総務大臣　山本　早苗

別表第二十一第五中「別表第七十九」を「別表第七十九第一」に改める。

別表第二十一第十五を次のように改める。

第十五　削除

別表第二十一第十六中「平成元年郵政省告示第42号第１項第３号」を「平成元年郵政省告示第42号第12項」に改め、同表第十七中「平成元年郵政省告示第42号第14項」を「平成元年郵政省告示第42号第13項」に改める。

別表第五十中「証明規則第２条第１項第21号から第23号の３まで」を「証明規則第２条第１項第21号及び第22号から第23号の３まで」に改める。

別表第六十八の十三の６(1)中「設備規則第49条の25の２第３項」を「設備規則第49条の25の２の２第３項」に改める。

別表第七十九を次のように改める。

別表第七十九　比吸収率（ＳＡＲ）の測定方法

第一　人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（ＳＡＲ）の測定方法

一　一般事項

1　試験場所の環境

⑴　室内及びファントム液剤の温度は、18℃から25℃までの範囲内とすること。

⑵　比吸収率の測定を行っている間のファントム液剤の温度変化は±２℃を超えず、かつ、比吸収率の偏差は±５％以内であること。

⑶　試験機器、測定装置等が周囲の電磁波の影響を受けないこと。この場合において、周囲のノイズからの影響を１グラム平均局所比吸収率で0.012W／kg以下とすること。

⑷　制御局シミュレータなどの送信機、床、位置決め装置等からの反射の影響は、測定値の３％未満とすること。ただし、反射の影響がこれを超える場合であって、当該反射の影響を不確かさに追加したときは、この限りでない。

2　測定装置

⑴　比吸収率測定装置

ア　電界プローブ

(ｱ)　電界プローブは、電界強度の測定値から算出される比吸収率の最小検出値が0.01W／kg以下であること。

(ｲ)　プローブ先端の直径は、２GHz以下の周波数においては８㎜以下、２GHzを超える周波数においてはファントム液剤中の当該周波数の波長の１／３以下であること。

イ　プローブ走査装置

(ｱ)　測定範囲に対する電界プローブ先端の位置決めの精度は、各走査位置について±0.2㎜以下であること。

(ｲ)　位置決めの分解能は１㎜以下であること。

ウ　保持器

保持器材質の誘電正接（ｔａｎδ）は0.05以下、保持器材質の比誘電率の実部（ε_r）は５以下であること。

⑵　ファントム外殻

ア　形状は底面が平坦で上部が開いているものとし、寸法は長径600±５㎜、短径400±５㎜の楕円形とすること。ただし、300MHzを超える周波数では、ＩＥＣ62209－２に規定する形状及び寸法を用いることができる。

イ　底面の厚さは２±0.2㎜とし、ファントム液剤を充塡した際の底面の中心におけるたわみは２㎜未満とすること。

ウ　外殻材質の誘電正接（ｔａｎδ）は0.05以下、外殻材質の比誘電率の実部（ε_r）は、３GHz以下の周波数においては５以下、３GHzを超える周波数においては３以上５以下であること。

⑶　ファントム液剤

ファントム液剤の電気的特性（ファントム液剤の比誘電率の実部及び導電率）の許容値の範囲は、平成25年総務省告示第324号別表⑴に規定する値に対して±10％の範囲内であること。

3　試験機器

⑴　比吸収率測定時の送信設備は、試験機器の内部送信機、一体化送信機又は外部で接続する送信機を使用すること。

⑵　バッテリは比吸収率の測定前に完全に充電しておき、外部電源との接続は行わないこと。ただし、試験機器の電源が外部電源のみの場合は、製造者が指定したケーブルを用いて適切な外部電源に接続すること。

⑶　周波数及び空中線電力の制御は、内部試験プログラム又は適切な試験装置を使用して行うこと。

⑷　空中線電力は、最大出力値に設定すること。ただし、最大出力で測定することが困難な場合は、それより低出力で測定し、最大出力時の比吸収率に換算することができる。

⑸　通常の使用状態において必要な場合以外は、電源等のケーブルを接続しないこと。

4　試験周波数

⑴　試験機器の各送信周波数帯域の中央付近において比吸収率を測定し、その測定において最大の比吸収率の値が得られる位置について、送信周波数帯域幅が中心周波数の１％を超え10％以下の場合は送信周波数帯域の最高と最低の周波数に、送信周波数帯域幅が中心周波数の10％を超える場合は次式を用いて測定する周波数の数を算出し、送信周波数帯域の最高と最低の周波数を含み、周波数間隔は可能な限り等間隔にした周波数に設定して測定を行うこと。また、測定値が技術基準の許容値の50％以上にある他の全ての位置に対しても同様に行うこと。ただし、一つの送信周波数帯域に複数の離れた周波数バンドが割り当てられている場合は、各バンドをまとめて１ブロックと考え、一番高いバンドの最高周波数と、一番低いバンドの最低周波数の中心周波数（中心周波数が当該ブロックのいずれのバンドにも含まれない場合は、バンドに含まれる周波数で、かつ、中心周波数に最も近い周波数）を用いること。

$$n = 2k + 1$$

ただし、ｋは、$\left(10 \times \frac{f_h - f_l}{f_c}\right)$ の小数点以下を切り上げた整数とすること。

f_c：中心周波数［Hz］

f_h：送信周波数帯域内の最高周波数［Hz］

f_l：送信周波数帯域内の最低周波数［Hz］

ｎ：測定する周波数の数

⑵　⑴の測定において、拡張不確かさが30％を超えた場合は、次式を用いて比吸収率を算出すること。

$$SAR = \left(0.7 + \frac{U(L_m)}{L_m}\right) L_m$$

ＳＡＲ：試験機器の比吸収率

$U(L_m)$：拡張不確かさ

L_m：⑴において測定した値のうち最大の値